

令和4年1月（第1回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

令和4年1月20日（木）18:00～18:45

宇部市港町庁舎 3階会議室（オンライン開催）

2. 出席委員の氏名

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

川崎 裕美 委員

重村 美帆 委員

3. その他議場に参加した者

上村教育部長、床本次長、事務局、原学校教育課長、伊藤総務課副課長、平山総務課副主幹、河村総務課係長

4. 傍聴者

なし

5. 趣 旨

教育長代理：ただ今から、令和4年1月20日の第1回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、野口教育長が所要のため欠席となりますが、出席委員数が過半数となっていることから会議として成立していることを最初に報告します。

教育長代理：また、12月22日開催の第14回の議事録につきましては、今回の会議の議事録と併せて次回の教育委員会会議の前に送付します。

教育長代理：次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は川崎委員にお願いします。

教育長代理：本日の議題は、「議案第1号 児童生徒に最適な教育環境を提供するための、学校のあるべき姿と現状及びあるべき姿の実現に向けての取組方針について」及び「議案第2号 宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例の制定について」の2件と、その他の事項として、「第2期教育振興基本計画の策定について」と「寄附の報告について」の2件となっています。

教育長代理：教育委員会会議は、公開を原則としていますので、本日の議題について全て公開としてよろしいですか。

（全員異議なし）

教育長代理：異議が無いようですので、本日の議題は、全て公開とさせていただきます。

教育長代理：議題に入る前に、12月議会の一般質問が終了したことから12月議会の報告を事務局からお願いします。

事務局：12月議会について報告します。12月議会が令和3年の12月3日から21日まで開催され、4人の議員から質問がありました。まず、鴻池議員からはヤングケアラーへの支援に関して、小中学校におけるヤングケアラーの把握について教育支援課に質問がありました。浅田議員からは、小中学校の生理用品の設置について総務課に質問がありました。また、青谷委員からは学びの保障に関して、不登校児童の現状課題とオンライン授業についての質問が教育支援に対してありました。最後に猶議員からは教員免許更新制度に関して、現行制度の問題及び11月15日の中央教育審議会特別部会での審査会のまとめの

内容ということについて学校教育課に対して質問がありました。以上です。

教育長代理： ただ今の説明について、ご意見ご質問はありませんか。

(全員意見なし)

教育長代理： それでは次に、「議案第1号 児童生徒に最適な教育環境を提供するための、学校のあるべき姿と現状及びあるべき姿の実現に向けての取組方針について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 議案第1号と議案第2号は繋がりがありますが、まず議案第1号から説明します。宇部市では、これまでも近年の少子化の中で、教育活動にふさわしい学級数や児童生徒数などの基準を策定し、まず厚東川中学校を新設しました。その後、見初小学校については、地域での協議が整わず、白紙に戻っている状況です。そのような中、今後も児童生徒数の減少が見込まれており、最適な教育環境を確保していくためには、中長期的視点で考えていく必要があります。令和4年度からは、有識者等による審議会で学校のあるべき姿を検討することになりました。その設置については議案第2号で説明しますが、その前提として、教育委員会としてどのように考えているのかについてまずは説明します。宇部市では今後、市全体の適正規模・適正配置計画を策定し、計画的、段階的に整備を進めていく必要がありますが、その計画を策定するに当たり教育委員会として子ども達にとって最適な教育環境のあるべき姿をどう考えるのか、そのあるべき姿に対して現状はどうなっているのか、そのあるべき姿の実現に向けてどのように取り組んでいくのかについて、今から説明します。

まず、児童生徒に最適な教育環境を提供するために、宇部市としての学校のあるべき姿は、児童生徒が多様な考え方に触れて切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力、学力はもちろんのこと、社会性を伸ばしていくために子ども達が日々触れ合うことのできる一定の規模集団のもとで、小中一貫教育を完全実施して、義務教育9年間を通した子ども達の確かな学びを保障できていることが、あるべき姿だと考えています。理想形としては、子どもの社会性を育むことができる集団規模を確保しつつ、小中学校が校区の中心にあって、同一敷地、または隣接地に小中学校がある義務教育学校の設置、これができれば理想形であると考えています。このあるべき姿を決めるに当たり国の最近の動向を参考にしています。特に国が示している適正配置に関する手引きや、直近では令和3年1月に中教審が示した「令和の日本型学校教育の構築を目指して」という答申に、小規模化を踏まえた学校運営についての提言もあり、その中で義務教育学校制度の活用等による小中一貫教育の推進や、地域の実情に応じた適正規模適正配置の推進についての記載がありました。このような資料を元にして今回まとめています。ただ今申しましたあるべき姿に対して、現状はどうなっているかといいますと、まず集団規模ですが、小学校では全学年でクラス替えができない規模の学校が5校あります。それから、複式学級が存在する規模の学校が4校あります。中学校においては全学年でクラス替えができない規模の学校が1校、そしてクラス替えのできない学年が存在する規模の学校が1校あります。そうした小規模校の児童生徒の学習生活面ですが、もちろんメリットもたくさんあります。メリットとしては一人一人の学習状況などが把

握しやすく、きめ細やかな指導を行いやすいであるとか、意見や感想を発表できる機会やリーダーを務める機会が多く、そのことが責任感ややりがいの醸成に繋がる。また、異なる学年での体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができるなどです。しかしながら、反面、集団生活の中での多様な考え方に触れる機会が少なく、切磋琢磨することでの意欲や成長が引き出されにくいとか、クラス替えができず、人間関係が固定化し、社会性やコミュニケーション能力が身につけづらいといったデメリットがあります。また学校運営面では、運動場や特別教室に比較的余裕があり活用しやすいというメリットもありますが、教職員数が少なく、バランスのとれた教職員配置や、それを生かした指導の充実が難しいというようなデメリットもあります。

次に適正規模校ですが、これは各学年でクラス替えができる規模の学校で、小学校では12から18学級、中学校では6から18学級の学校がそれぞれ10校あります。これらの学校も現時点ではクラス替えが可能な適正規模ですが、数年後には小規模校に移行する学校も存在しているという状況です。小学校、中学校ともに19学級以上の学校を大規模校としていますが、小学校は5校ありますが中学校はありません。こういった学校も標準規模は超えています。文科省が示している大規模校基準である25学級以上の学校はありません。これらの学校では現在、児童生徒の学習面や生活面、また学校運営面も概ね安定している状況です。また適正規模校と同様に将来的にはやはり児童生徒数の減少が見込まれるところです。

次に、小中一貫教育についてですが、委員の皆様もご存知の通り、宇部市は令和2年度からすべての中学校区で小中一貫教育に取り組んでいます。しかしながら、進学先の中学校が分かれる小学校があり、このような一つの小学校から複数の中学校に進学するところでは、進学する中学校によって目指す子ども像が異なりますので、系統的な教育が難しく、結果として小中一貫校の目的である進学時の不安の解消や学習面の効果が十分に得られていないというような状況が発生しています。また、逆に、一つの中学校に複数の小学校から進学する場合は、直接的な交流や乗り入れ授業の実施が難しい状況にあります。一方で、小規模校では教職員の数が少なく、教科担任制や中学校教員による小学校への乗り入れ等の実施が難しくなっています。また、小中学校の距離が離れていると移動時間がかかるため交流が難しいというような状況にあります。

このような集団規模の問題や小中一貫教育の推進の問題がありますが、あるべき姿の実現に向け、あるべき姿と現状のギャップを解消していくために今後どのようにしていくのかについてです。まず集団規模については、一定の集団規模を確保していくために、適正規模基準を定め、適正配置を推進していく。その一定の集団規模については、クラス替えができる1学年2学級以上が望ましいと考えます。小学校であれば原則12学級から18学級、中学校では原則9学級から18学級です。しかし実際には、北部地域では、完全複式学級の学校もありますので、これを一足飛びに2学級にすることは難しいことから、まずは複式学級を解消し、そして全学年が単式学級の学校は1学年2学級を目指します。また小中一貫教育を推進するに当たっては、小中学校のブロックの見

直しを行い、先ほども申しましたが、進学先が別れる小学校の解消を図っていきたくと考えます。そして将来的には学校選択制の廃止や、また近接する小中学校や統合後もなお小規模が継続する学校については、義務教育学校の設置も検討していきたく考えています。まずは、適正規模・適正配置の計画を策定するに当たり、前提としてこのように考えているところです。説明は以上です。

教育長代理： ただ今の説明について、ご意見ご質問はありませんか。

委員： 進学先の中学校が異なる小学校では、学校によって目指す子ども像が違うので小中一貫教育は難しいということですね。

事務局： 学校では、乗り入れ授業を行ったり、情報を共有したり工夫をしてはいるのですが、やはり一つの小学校から一つの中学校に進学するという形でないと、義務教育の9年間を通した目指す子ども像を実現することは困難だと感じます。

委員： 小規模校での教科担任制も教師の数が少ないので実施することは困難ということですか。

事務局： 小規模校同士でICTを活用するなど工夫して行っているようですが、それでもやはり厳しい状況ではあると担当課から聞いています。

教育長代理： その他に、ご意見ご質問はありませんか。

委員： 今、小中一貫教育の難しさについて述べておられましたが、宇部市の方向性としては、同じ小学校から同じ中学校へ進学するということを目指されているのですか。

事務局： そのように考えています。

委員： 私が危惧しているのは、小学校から中学校で子ども達の間関係が固定化してしまうのではないかとということです。私自身は中学校へ進学した時に他の小学校の生徒と一緒にすることで人間関係が再編されたという経験をしています。思春期の多感な時期の子どもが小学校の間関係がそのまま固定化されてしまうことに対する配慮について何か考えていますか。

事務局： 現在は、同じ一つの小学校から二つの中学校に進学するというケースがあるのですが、今後は一つの小学校からは全員が同じ中学校に進学するようにしますが、中学校には複数の小学校から進学する学校もありますので、そのような中学校では全く同じメンバーだけではないということになります。

委員： ということは、小学校の校区を中学校の校区に合わせていくということですか。

事務局： 中学校のブロック編成を変えるというイメージです。

委員： なるほど、わかりました。

委員： これは、今ある校区同士を統合したりするもので、校区の線引きを変えて全く新しくするという事ではないということですか。

事務局： 理想形は先ほど説明したとおりなのですが、それを達成するためには大規模に校区の線引きを変えていく必要があり難しいので、今ある形を活かしつつ、より集団規模であるとか小中一貫教育がスムーズに行えるような形に再編していきたく考えています。

委員： 将来的には、校区の形を大きく変えていかざるを得なくなってくると思いま

すので、それを見据えた計画を練っていただきたいと思います

事務局：地域の将来にも深く関わる問題ですので、いろいろな意見をしっかりと聞いて進めていきたいと思います。

委員：北部地域で統合を行うと、メリットもありますが通学の問題を始めとして様々な問題が生じてくると思います。ただ単に、人数が多くなればいいというだけの問題ではないと思います。また、今は地域の中で子どもを育てていくという方向性がある中で、地域と学校の線引きが違ってくることで地域住民の思いも変わってきてしまうのではないかと思います。

事務局：通学については、スクールバスの導入を検討していかなければならないと考えています。また、教育委員会として学校を核とした地域づくりを進めていく中で、自分達の地域から学校がなくなるということは本当に大きな問題だと思っていますので、地域住民や外部の委員の意見を聞きながら丁寧に計画づくりを進めていきたいと考えています。

教育長代理：その他に、ご意見やご質問はありませんか
(全員意見なし)

教育長代理：それでは、議案第1号については原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

教育長代理：それでは、次に「議案第2号 宇部市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例の制定について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：引き続き、総務課から説明します。この条例は、先ほど説明したあるべき姿と具体的な方向を進めていくため、今後、小中学校の適正規模及び適正配置に関する計画を策定する必要があります。それについて、教育委員会の諮問に応じて、その計画の策定について必要な事項を調査審議し、教育委員会に答申をしてもらうための附属機関として、宇部市立小中学校適正規模適正配置審議会を設置するものです。この審議会の所掌事務は、教育委員会の諮問に応じ、計画の策定について答申してもらうものです。組織につきましては、第3条に規定していきまして、委員は12人以内で組織することにしています。委員の構成は、学識経験者、また未来に向けての計画になりますので、未就学児または小中学校児童生徒の保護者の代表者も入れています。その他に、小中学校の教職員の代表者、そして、地域に深く関わりがある計画になることから、自治会長などの地域組織を代表する者、また広く市民の方にご意見いただくということから、公募により選出した者、そしてその他教育委員会が必要と認めた者としています。任期については2年としています。それから、第7条で、必要に応じ部会を置くことができるとしています。最後に、施行期日は、令和4年4月1日からとしています。なるべく早い時期に開催したいと考えていますので、委員の選任などは準備行為として、この条例の施行日前でも行うことができるとしています。説明は以上です。

教育長代理：ただ今の説明について、ご意見ご質問はありませんか。
(全員意見なし)

教育長代理：それでは、議案第2号は原案のとおり承認としてよろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

事務局：今の条例に関して、新たに任命することになる審議会の委員には費用弁償が発生します。そこで、人事課が所管する「宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例」につきましても関連条例として改正されることとなりますのでここで報告します。

教育長代理：次に、その他の事項として「第2期教育振興基本計画の策定状況について」事務局から説明をお願いします。

事務局：第2期教育振興基本計画については、教育委員の皆様からの意見や指摘等を反映しながら組み立ててきましたが、市長との協議を経て、市民に対してより分かりやすくなるように組み立て等を修正しました。大きく変わった点としては、施策の論理的構造を示したロジックモデルを最後に追加しています。その他には、全体として市民に対してより分かりやすいようにしています。この素案は、1月18日から2月7日までパブリックコメントを実施しています。説明は以上です。

教育長代理：ただ今の説明について、ご意見ご質問はありませんか。

委員：誤字脱字等が見受けられる箇所がいくつかありましたので、次回までに事務局の方で修正をお願いします。

教育長代理：次に、その他の事項で寄付の報告を事務局からお願いします。

事務局：総務課から報告します。令和3年12月7日に、匿名の方から、平成24年度から通算116回目3,000円の御寄附を小中学校教育資金としていただきました。また、12月20日に株式会社ミウラ化学代表取締役社長山田良三様から宇部市奨学基金へ1,000,000円のご寄附をいただきました。以上です。

教育長代理：他に何かありますか。

(全員意見なし)

教育長代理：以上をもちまして、本日の会議を終了します。